

整理技術研究 No. 3

1962年4月

I.F.L.A 目録原理に関する国際会議

ワーキング・ペーパー No. 7

標準書名または形式標目のもとにおける無著者名著作の記入

Roger Pierrot (Conservateur à la
Bibliothèque Nationale, Paris.)

この論文で述べる意見は、筆者個人のものであつて、このたびの国際会議またはその組織委員会のいずれにもまだ付託していない。つまり会議のまえに起るであろうある種の論点を明らかにして、国際会議に委員を送る準備として行なわれる国内および国際的組織での討議におけるめやすを提供することを目的としている。

これらの準備組織での討議の結果は、簡潔にしかもできるだけこの論文に示してある論点に沿つて順番にまとめて提出していただきたい。国際会議にとりあげる議題への提案は、これらの意見をうけとつて検討を加えたのち配布する予定である。この論文にたいする意見は、5枚に複写して1961年5月31日までに会議事務局にとどくよう送付してほしい。

論 題

A. 書名のことなる無著者名著作

1. 一著作のすべての翻訳と版とを一標目のもとに集めるべきであるとすれば、⁽¹⁾この標目はどのようなものでなければならないか。
 - a. 版次によつてことなつた書名をとる著作
 - b. 翻訳によつてことなつた書名をとる著作
 - c. その起源が明らかでなく多くの国語でさまざまな翻訳と版が出ている著作（“無著者名古典”）
2. “無著者名古典”のための標準標目のリストが必要であるかどうか。

B. 形式標目

3. その書名が一般に明瞭でないような種類の刊行物にたいして、アルファベット順著書名目録において形式標目をたてることが許されるかどうか。
4. もしかまわないとして、この原理はどのような種類の刊行物にたいして適用するのがよいか。
5. もしいけないうら、この種の資料の取りあつかひのため何かべつこのよ方法があるだろうか。

グループ標目および形式標目のもとに記入された無著者名著作

この論文は1961年国際会議の準備に寄与することを目的とする。まず、次にあげる資料のうちこの問題に関連する部分をさらに展開する。

1. I. F. L. Aワーキング・グループ（1955年ブラツセル）の結論⁽²⁾
2. 本稿の筆者がロンドン予備会議（1959年）で行なつた報告⁽³⁾
3. このロンドン会議の最終報告⁽⁴⁾

このうち1と2とに参考文献があがつているがここではくりかえさない。これらのほかに次の資料をつけ加える。

セイモア・ルベツキー著、ポール・ダンキン補注の著者・書名記入目録規則の未定稿 A.

L. A. 1960年3月。

なお、1960年10月に、目録原理に関する国際会議が公表した規則のリストも参考になる。さて、ロンドン会議の最終報告が提案した「意見の一致をみるため努力しなければならない諸問題のなかに次の2点が含まれている。

「種々の書名のもとに発行されている、無著者名著作については、そのどれを標目を選ぶかということ」

「ある種の刊行物については形式標目または形式副標目を用いること」

このワーキング・ペーパーは、これら2つの問題を、いくつかの簡単な原則のもとに国際的に解決しようとする事への示唆をあたえようとするものである。

ま え が き

大多数の規則においては、異なつた書名をもつ、無著者名著作のすべての版を、1つの標目のもとに記入することを定める。しかし、その適用される範囲については規則によつて相違がある。さらに、ルベツキーによる1960年のA. L. A規則改訂のための草案第62条においては、この原理を一層おしひろげている。フランスの規準草案 (projet de norme) のNF 44-061も同様の傾向を示しており、こうした方向はロンドン会議の討議によつて確認されている。

形式標目を使うことについては多くの論議がなされたが、なお一般に規則によつて認められるにはいたっていない。これの国際的レベルでの採用は、特定の範囲にかぎつてもなおかなりの困難をかゝえている。

I グループ標目のもとに記入された無著者名著作

ロンドン会議で、1個人のすべての著作は、それが変名、匿名またはそのほかどんなの名称によつて発行されているかを問わず、1つの基本標目のもとにおくべきであるという原則が承認された。⁽⁵⁾これは必然的に次のことを伴なり。つまりもし首尾一貫した規則ができれば、1つの無著者名著作のすべての版次、すべての翻訳を1つの書名のもとに集めなければならない。このようにある共通書名のもとにすべての版を集めるといふことは、標目として、かならずしもその図書に記載してある書名ではない、さまざまな形の書名のなかからその1つを選ぶといふことになる。このことはまた、この種の著作については、書名の第1語のもとに著作を記入

しなければならないとする一般の規則を廃棄することを意味する。

無著者名著作の多くは次の形をとる。

- a) 「無著者名古典」古代の未知のまたは伝説上の著者の宗教的または文学的著作。このなかに東西の教典の大部分と多くの中世の文学書を含む。この種の著作は、一定の書名をもたないことが多く、さまざまな書名のついた版や翻訳が存在する。
- b) 版次や翻訳ごとにことなつた書名をもつ無著者名著作。
- c) 原書名がなく便宜的につけた書名(原典、翻訳をとわず)のもとに刊行された無著者名著作または無著者名著作のコレクション。例えば、Dead Sea Scrolls, Ras-Shamra Tablets, Tell El-Amarna Tablets であるとか、ある図書館に所蔵されその目録番号のもとに刊行されているマニユスクリプト類(パピルス等)。

すべてこうした著作は一つの統一されたまたは便宜的な書名のもとに記入しなければならないことが提案されている。

統一書名をその著作の原語でとること。

原則として、統一書名はその著作の原語の真書名(もしあれば)でとる。

例。 Aucassin et Nicolette.

真でありかつ一定の書名がない場合は、伝統的な書名、専門の書誌にあらわれる書名、編者もつともよく用いている書名、のいずれかのもとに集める。

例。 Beowulf
Chanson de Roland
Romancero del Cid
Scriptores historiae Augustae

もし標目に Chanson de Rolandをとれば次のものに参照がつけられなければならない

ゝ

- × Roland, Chanson de⁽⁶⁾
- × Roncesvals
- × Rolandslied
- × Altfranzösische Rolandslied

× Song of Roland

× Canzone di Rolando

ここで緊急に必要なものは「無著者名古典」にたいする標目の国際的なリストである。この国際会議が、たとえ暫定的なものであつても、こうしたリストをつくることが大いに期待される。

原語で書名のもとに記入することにたいする例外

ある種の著作で、多数の資料に由来するものまたは東洋に起源をもつものについては、独、英、仏、西語等による便宜的な書名が、これらの国語の一つが公用語になっている国で使われている。こうした著作のうちある特定のものについては、例外的に次の規則によつて扱われる。

1つの著作の版が原語から翻訳された書名のもとに集められているとき、または原語が不詳の場合、多くの言語による著作を所蔵する大図書館では、目録にとつたすべての版の記述書名とその国で通用する主要言語と両方から参照を用意する。

例えば、(1) (多くの資料に由来する著作について) :

フランス語系の国では、基本記入と参照は次のようになる。

Sept sages

× Seven Sages

× Die sieben weisen Meister

× Historia septem sapientium

英語系の国では、同じ著作が次のように目録される。

Seven sages

× Sept sages

× Die sieben weisen Meister

× Historia septem sapientium

(2) (東洋の著作について)⁽⁷⁾

フランス語系の国では

Livre des morts

× Book of the dead.

英語系の国では、

Book of the dead

× Livre des morts

書名を有しない著作。

書名を有しない著作は、その図書館が使っている言語による便宜的な書名のもとに目録することができる。ここでもまた、できればそのような書名の国際的に承認できるようなリストが望まれる。

例えば、英語系の図書館では

Dead Sea Scrolls

Tell el-Amarna tablets

Ras Shamra tablets

フランス人語系の図書館では

Mer morte (manuscripts de la)

Tell el-Amarna (textes de)

Ras Shamra (textes de)

聖書

聖書は新旧約のいずれを問わずすべて、箇所に集中するという原則が勧告されるであろう。聖書の伝統的な書名は言語によつてわずかず異なる。(Bibel, Bible, Biblia等) 相互に必要な参照をつければ、それぞれの国でこうした別々のフォームを採用することについて大きな反対はないであろう。聖書中の各書をあらわす細目にもまた、目録のつくられる国の言語が用いられる。

たとえば、フランス語では: Bible A.T. Pentateuque

英語では Bible O.T. Pentateuch

ドイツ語では Bibel A.T. Pentateuk⁽⁸⁾

版の言語を示す副標目

A.L.A., Brit. Mus., AFNOR, Vatican等多くの規則では、無著者名古典の標目において、目録についた版の言語を明示することを勧告している。ここで次の規則が提案される：

無著者名著作（すべての版が統一書名のもとに集中されている）が翻訳書である場合、その版の言語を形容詞のかたちで副標目として付加する。

例えば、（英語系の図書館では）

Bhagavad Gita, Sanskrit

Bhagavad Gita, English

Bhagavad Gita, German 等。

II 形式標目のもとに記入された無著者名著作

形式標目は、統一書名とはまったく異なつたものである。統一書名の目的は一つの無著者名著作のすべての版と翻訳を一つの標目のもとに集めることにある。ところが、形式標目は、内容が異なつて形式がひとしいすべての刊行物を一箇所に集めることを目的とする。このような標目は、無著者名著作のうち、あまり大きな意味をもたないその書名のもとに記入すると検索が困難になるような種類のものについて便利である。例えば、競売の目録；多くの国によつて締結される国際的な条約；正確な書名よりもそれが献ぜられた人の名によつてよく知られている *Mélanges* (あるいは *Festschriften*)；個人の集書や図書館の無著者名目録の類などである。こうした種類の著作については、アルファベット順主題目録は便利なものではない。従来はこのために特殊目録が利用されていた。

目録規則を比較研究してみればわかることだが、こうした著作はさまざまな規則によりさまざまにとり扱われてきた。一般的に言って、いまだ形式標目をとらなかつたために、非常に複雑な規則によつて、せつかくまとまつたグループを構成しているこれらの刊行物をばらばらに分散させる結果となつている。

上に述べた理由によつて、次のような提案をしたい。すなわち形式標目はアルファベット順著者—書名目録のなかにその存在を認めるべきである。ひとたびこの原理が承認されるや、どういふ種類の刊行物についてこれを適用したらよいかを検討してその厳密なリストを作らなければならない。また形式標目は言語によつて異なるものであるから、主要国語間で等価の標

目のリストを作ることが必要となるだろう。

形式標目は次のような場合に使うことが提案される。

1. Festschriften (Mélanges)

これは、一人の学者またはその人の追憶のために献ぜられた共著書でその人自身が、秀いでいた学問分野に関する論文を含んでいるものを指す。

(この定義のなかには、一人の作家や学者などの生活または著作に捧げられた共著書を含まない。) たいいていの場合、FestschriftenまたはMélangesは明瞭な書名をもっていない。

例えば、Essays and studies in honour of ...

Essays dedicated to ...

Mélanges offerts à...

Livre jubilaire du professeur ..等。

ときには、もつとはつきりした書名がこうした記述的な文句のまえに出ていることがある。

例えば

Strena prehistorica. Festgabe zum 60. Geburtstag ...

Aux sources de la tradition chrétienne, mélanges offerts à..

書名のもとに記入するところした著作は分散するし、また件名目録を使つてもこれらを集めることはできない。(なぜなら献本ということはその著作の主題ではないから。) これにたいしてMélanges または Festschriften という形式標目は、その後献ぜられた人の名を記入することによつて、合理的な排列を可能とするのである。

例えば(フランスの図書館では)

Mélanges Mercati (Silvio Giuseppe) - Silloge Bizantia,
in onore di Silvio Giuseppe Mercati ... (9)

(ドイツの図書館では)

Festschrift Miéville, Henri-Hommage à Henri Miéville.

x Hommage

2 条 約

3箇国以上によつて締結された条約、仮条約、協約は、締結当事者の名のもとに記入する

ことはできない。この種の刊行物は、「条約」という形式標目（そのあとに署名した日付と場所をつけ加える）によつて、一箇所に集めることができる。

例えば（フランスの図書館では）

Traité, 1919, 28 juin. Versailles

（イギリスの図書館では）

Treaty. 1919. June 28, Versailles.

2名ないし3名の署名者による条約については、共著者標目と同様にとり扱つて、形式標目「条約」のもとに副出記入をつくる。

こうしたやり方のもとでは、条約類の集成（collections）はコレクションということばを標目「条約」のあとにつけ、細目として日付をそえる。

Traité. Recueil 1900-1953.

3 コレクション

販売目録以外のコレクションまたは図書館の無著者名目録は、形式標目「コレクション」またはそれと同じ意味の他国語のもとに集めると都合がよい。なお、その標目のあとに蒐集者の名をつけておく。

4 競売の目録

競売の目録類は、その書名が不明瞭である特殊なタイプの刊行物である。こうした種類の刊行物だけのために特別な目録をつくつたりせず、形式標目「競売」またはそれと同じ意味の他国語のもとに一箇所に集めるようにするのがよい。なお、標目のあとに競売の日付と場所をそえておく。もし、不動産売却人（3人以内にかきる）の名がわかっているなら、同じ標目、「競売」のもとに売却人名を添えて副出記入をつくる。また同じコレクションが何回も売りに出されるときはその日付を、標目にそえる。

例えば、Vente. 1950.. 27 Octobre. New York

× Vente. Ballard (Berenice C.)

Auction 1950. Oct. 27, New York.

× Auction, Ballard, Berenice C.

5 慣習法 (Coutumes)。

成文法のまゝに西ヨーロッパの諸国でさかんに行なわれた「慣習法」のコレクションは、編集活動の結果でできたものである。しかも、これらはその性格が公的のものでなかったから、それらをそれが行なわれた領域のもとに記入するのが困難である。したがってこの場合も、形式標目「慣習法」のもとに、細目としてそれが適用される領域名をそえて、記入するのがよいと思う。なお、必要なら、編集者名とその慣習法が関係する地名を副出する。

例えば Coutume. Beauvaisis

× Beaumanoir (Phillipe de) Ed.

Coutume. Artois.

× Artois (Province)

この論文を読んで、ほかにも形式標目の必要があるとお感じになつたら、この会議に提起していただきたい。

1960年11月 パリ

注

1. この問題は、「基本記入の機能」に関する論文でとりあつかう。
2. 英語版の完全なテキストは、Libri vol. 6 1955-56 pp.271-297.
フランス語版の抄本は、Bulletin de l'Unesco à l'intention des Bibliothèques, May - June 1956, pp. 127-131.
3. 国際目録会議、予備会議、ワーキング・ペーパー No.10グループ標目および形式標目のもとに記入された無著者名著作。Roger Pierrot 著。
4. 英語版は Libri, vol.9,1959,フランス語版は、Bulletin des Bibliothèques de France, July-Aug., 1959, Bulletin de l'Unesco à l'intention des Bibliothèques, Nov. - Dec. 1959.
5. 必要を参照または副出記入をつけ加える。
6. Xという記号は参照を示す。
7. もちろん東洋の図書館では、自国語で書かれた著作は原書名のもとに集める。
8. このパラグラフは、聖書の記入の排列にともなう生ずる細かな問題にはたちらない。
ここでは、とくに基本的な原則に限ってとりあげた。細分の方法は、さらにひきつづいて検討を要する問題である。
9. 副出記入または参照はその著作の正確な書名のもとにつくる。

(竹中靖雄訳)